

第5回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年5月21日

午後2時00分

場 所 那須烏山市役所南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

<p>1. 開催日時 令和2年5月21日(木)午後2時00分～2時43分</p> <p>2. 開催場所 那須烏山市役所南那須庁舎 大会議室</p> <p>3. 出席委員(11人) 会長 17番 越雲 宏、職務代理者 9番 石川 実、1番 金子 博、2番 栗野隆夫、3番 荒井喜代子、4番 鈴木秀之、 6番 齋藤 勉、7番 栗野育夫、14番 塩野目富夫、16番 興野礼子 19番 塩野哲男 各委員</p> <p>4. 欠席委員(8人) 5番 関 閣夫、8番 増子謙一、10番 中山忠夫、11番 久郷義美、12番 滝田 功、13番 栗田義之、15番 小川祥一、 18番 堀江恒夫 各委員</p> <p>5. 出席推進委員(0人)</p> <p>6. 議事日程 日程第1 議事録署名人の指名について 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日程第5 議案第4号 那須烏山市農用地利用集積計画(第217号)の承認について 日程第6 議案第5号 那須烏山市農用地利用集積計画(第218号)の承認について 日程第7 議案第6号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画(案)に係る意見について</p> <p>7. 農業委員会事務局職員 事務局長 相ヶ瀬一彦、専門員 糸井美智子、主査 雫 保友</p> <p>8. その他の出席者 農政課農業振興グループ 主幹兼総括 深澤宏志</p> <p>9. その他 新型コロナウイルス対策のため、出席者を制限して開催した。</p>	
事務局長(相ヶ瀬)	ただいまから令和2年 第5回総会を開会いたします。それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。
会長(越雲)	< 開会前のあいさつ >
事務局長(相ヶ瀬)	本日の欠席委員は、5番 関 閣夫 委員、8番 増子 謙一 委員、10番 中山 忠夫 委員、11番 久郷 義美 委員、12番 滝田 功 委員、13番 栗田 義之 委員、15番 小川 祥一 委員、18番 堀江 恒夫 委員の8名で、出席委員は、19名中 11名でありますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会議事規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は 越雲会長をお願いいたします。
議長(越雲)	直ちに会議を開きます。(午後 2時 00分) 議事日程の朗読をお願いします。

事務局長（相ヶ瀬）	< 議事日程の朗読 >
議長	経過報告をお願いします。
事務局長（相ヶ瀬）	< 経過報告を朗読 >
議長	これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会議事規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、議事録署名委員は、1番 金子 博 委員、14番 塩野目 富夫 委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 雫 保友 氏 と 糸井 美智子 氏 を指名いたします。それでは、次に、日程第2議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。 議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局（糸井）	< 議案第1号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、6番 齋藤 勉 委員をお願いします。
6番 齋藤 勉 委員	5月16日、高野推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、親子。権利移動等の内容、無償の所有権移転、贈与。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、有、約20年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、田植え機。取得地への通作距離、1km、約5分。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

	<p>< 質疑なし ></p>
議長	<p>上程中の議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。</p>
	<p>< 異議なしの声 ></p>
議長	<p>ただいま上程中の、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は異議がないようですので、申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、日程第3 議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読いたします。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局（糸井）	<p>< 議案第2号 議案書の朗読 ></p>
議長	<p>調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、について、7番 栗野 育夫 委員にお願いします。</p>
7番 栗野 育夫 委員	<p>5月19日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号整理番号1及び添付資料のとおりです。転用事業者、●●●在住の●●●。農地区分、第2種農地、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地、現在は竹林に覆われています。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が保全管理でまったく耕作されていない田、西が道路、南が田とありますが畑として使用しています。北が畑。同意書、無。転用計画、この4条申請はこのあと審議されます、議案第3号整理番号4番の太陽光発電に伴う進入路の建設です。西側が全て道路になっておりますので、自分自身の進入道路ではありません。あくまで4条で申請して、進入道路を無償で貸してあげる。現地調査でも4条か5条か問題がでたのですが4条でもやむを得ないということで一同了解したところです。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>休憩いたします。（午後 2時 12分 ）</p> <p>再開いたします。（午後 2時 15分 ）</p> <p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p>

議長	<p>< 質疑なし ></p> <p>上程中の議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。</p>
議長	<p>< 異議なしの声 ></p> <p>ただいま上程中の議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 は、異議がないようですので申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、日程第4 議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読いたします。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局（糸井）	<p>< 議案第3号 議案書の朗読 ></p>
議長	<p>調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、2番について、3番 荒井 喜代子 委員にお願いします。</p>
3番 荒井 喜代子 委員	<p>5月19日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●。農地区分、第2種農地、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が宅地・道路、西が田・鉄道用地、南が田、北が田・宅地。同意書、有。権利の移転、設定売買による所有権の移転。転用計画、転用事業者は、地球温暖化対策及び再生可能エネルギーの推進とともに、大震災などによる停電に電気を供給し、地球温暖化対策や地域経済発展に寄与したいとの考えにより、太陽光発電をいたしたく申請に至った。転用面積、2,126㎡。太陽光発電設備の設置、約10年で黒字見込む、売電単価14円税抜。構造等、太陽光発電所を設置、パネル360枚、寸法1.640m×0.99m、パワーコンディショナー9基、発電出力49.5kW、年間発電量約130kWh、周囲フェンス設置、入口は東側。管理計画、雑草防除のため、毎年定期的に5月、8月、10月の3回行い、除草剤は適宜周辺の状況を確認して散布予定。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、無。排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。資金関係の証明、金融機関の残高証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和2年6月20日から令和2年12月31日。その他、他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、令和2年1月10日付、東京電力と接続協議済、令和元年10月29日付、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>

<p>(3番 荒井 喜代子 委員)</p>	<p>5月19日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号整理番号2及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●。農地区分、第2種農地、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が田・道路、西が道路、南が田、北が田・道路。同意書、有。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に住所を有し、近隣にて太陽光発電事業を営んでいるが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積、2,102㎡。太陽光発電設備の設置、約10年で黒字見込む、売電単価14円税抜。構造等、太陽光発電所を設置、パネル360枚、寸法1.640m×0.99m、パワーコンディショナー9基、発電出力49.5kW、年間発電量約130kWh、周囲フェンス設置、入口は北側。管理計画、雑草防除のため、毎年定期的に5月、8月、10月の3回行い、除草剤は適宜周辺の状況を確認して散布予定。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、無。排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。資金関係の証明、金融機関の残高証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和2年6月20日から令和2年12月31日。その他、他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、令和2年1月10日付、東京電力と接続協議済、令和元年10月28日付、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号3番、5番について、19番 塩野 哲男 委員にお願いします。</p>
<p>19番 塩野 哲男 委員</p>	<p>5月19日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号整理番号3及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●株式会社 代表取締役 ●●●。農地区分、第2種農地、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が水道用地・畑、西が雑種地・道路、南が雑種地・宅地、北が道路。同意書、無。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は●●●に本社を有し、建設業に加えて旅館業を行っているが、事業拡大のため、国道沿いで利便性の高い申請地において旅館業を行いたく、申請に至った。総事業面積、1,575㎡。転用面積1,355㎡。旅館、木造平屋建、建築面積、192.95㎡、駐車場、普通車11台、大型車2台。進入路 西側、敷地内砂利敷。給水、市営水道。排水、合併浄化槽で処理し敷地内処理。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、許可後早々に。その他、他法令等との関係等、問題なし。進入路は、烏山土木事務所と協議中。旅館業法は、県健康福祉センターと協議予定。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>5月19日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、</p>

<p>(19番 塩野 哲男 委員)</p>	<p>申請地の場所、公図等は議案第3号整理番号5及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、有限会社 ●●● 代表取締役 ●●●。農地区分、第2種農地、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が畑・宅地、西が田・水路・青地、南が畑・道路、北が水路・青地。同意書、無。権利の移転、設定、賃借権の設定、20年。転用計画、転用事業者は、●●●に本社を有し、太陽光発電設備事業を主に住宅設備機器の工事施工を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積 1,076㎡。太陽光発電設備の設置、約6.5年で黒字見込む、売電単価18円税抜。構造等、パネル298枚、寸法1.684m×1.00m、パワーコンディショナー9基、発電出力49.5kw、年間発電量約110kWh、周囲フェンス設置、入口は、南側。管理計画、自社にて維持管理、保守管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、無。排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。貸借終了後の対応、期間満了1年前に協議し、継続しない場合は事業者により現状回復し返還。事業着工の時期、令和2年7月10日から令和2年8月31日。その他、他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、平成31年1月4日付、東京電力と接続協議済、平成30年11月19日付、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号4番、先ほどの4条申請に関連する案件について、7番 栗野 育夫 委員にお願いします。</p>
<p>7番 栗野 育夫 委員</p>	<p>5月19日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号整理番号4及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●。農地区分、第2種農地、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地。現地は3筆ですが30年以上経過した竹林です。30年経過しているので非農地でもいいのではないかと思いましたが、田が転作の保全管理としてカウントされているようなので、農地以外として見ることはできないという事でした。申請地位置、先ほど審議していただきました2の1の場所の東側です。なお、この農地はまったく進入路がない。今回太陽光の設置にあたり、先ほど審議していただきました、進入路を設置したいということです。周辺は東が山林、西が畑とありますが、2の1の案件です、南が田、北が畑。(申請地位置を説明。)周辺に与える影響はないという事で、同意書は無。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画は、すでに配付済みの調査表の通りですので、説明は割愛させていただきます。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>説明、及び報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>< 質疑なし ></p>

議長	<p>議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>< 異議なしの声 ></p>
議長	<p>ただいま上程中の 議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、異議がないようですので申請のとおり許可することに決定いたしました。次に、日程第5 議案第4号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第217号）の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局（糸井）	<p>< 議案第4号 議案書の朗読 ></p>
議長	<p>内容について、事務局から説明していただきます。</p>
事務局（雫）	<p>議案第4号 那須烏山市農用地利用集積計画（第217号）の承認について、説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「利用権の設定」について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画（第217号）については、新規4件、更新3件です。利用権の設定を受ける者5名、利用権を設定する者7名です。利用権の設定面積は、25,126㎡です。令和2年度 累計は、72,960㎡です。設定内容及び設定を受ける者の経営状況等につきましては資料のとおりです。なお、本計画は、令和2年5月29日公告予定です。</p> <p>< 質疑なし ></p>
議長	<p>議案第5号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第217号）の承認について」 は、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>< 異議なしの声 ></p>
議長	<p>ただいま上程中の日程第5 議案第4号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第217号）の承認について」 は、申請のとおり承認することに決定いたしました。次に、日程第7 議案第6号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第218号）の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。</p>

事務局（糸井）	＜ 議案第5号 議案書の朗読 ＞
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局（雫）	<p>議案第5号 那須烏山市農用地利用集積計画（第218号）の承認について、説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「所有権の移転」について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。今回承認申請のあった、第218号については、申請件数1件、4筆、面積は、8,028㎡です。令和2年度累計は、8,028㎡です。設定内容及び設定を受ける者の経営状況等につきましては資料のとおりです。なお、本計画は、令和2年5月29日公告予定です。</p>
議長	＜ 質疑なし ＞
事務局（糸井）	次に、日程第7 議案第6号 「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に係る意見について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
議長	＜ 議案第6号 議案書の朗読 ＞
農業振興グループ（深澤）	内容について、農業振興グループ担当から説明していただきます。
議長	議案第6号農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に係る意見について、ご説明いたします。本案件については、農地中間管理事業における農用地利用配分計画について、農地中間管理事業の指針に関する法律第19条第3項の規定により、市から農業委員会に対して、意見聴取をしたものです。先ほど、議決をいただきました農用地利用集積計画（第216号）とも関連がありまして、本案におきましては、貸し手側から受け手側の各農家への集積を図ることに対してまして、ご審議をいただくこととなります。今回意見聴取の依頼があった、農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）につきましては、件数は1件です。設定を受ける者1名、設定する者1名です。設定面積は、4,482㎡です。令和2年度累計は、35,856㎡です。なお、今後の手続きにつきましては、本総会における市農業委員会の意見聴取の結果の文書を県の事務局であります県農業振興公社に送付し、その後、諸般の手続きを経て、約1か月程度ですべての手続きが完了し、利用権の設定が完了することになります。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

<p>19番 塩野 哲男 委員 農業振興グループ（深澤）</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>今回、集積計画がないのはどういうことなのでしょうか。</p> <p>それは、農地中間管理事業で設定があったものを違う認定農業者に再配分するだけですので、集積計画はないです。</p> <p>< 質疑なし ></p> <p>議案第7号 「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に係る意見について」 は、「異議なし」として回答してよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>< 異議なしの声 ></p> <p>特に意見等がないようですので、日程第7 議案第6号 「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に係る意見について」 は「異議なし」として回答することに決定いたしました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程は終了したので、閉会といたします。</p> <p>（ 午後 2時 43分 ）</p>
--	---

上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年5月21日

議 長

1 番

14 番